この標準約款は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が平成２６年４月１日以降の新規又は変更契約に適用されます。但し、個別契約書、取引基本契約書等個別の取り決めをされている場合は、契約書等の文言が優先されます。

ＪＡＸＡ売買契約標準約款

（仕様書等に基づく契約の履行）

第１条 乙は、本契約の目的又は仕様（以下「仕様書等」という。）に従い、本契約を履行する。

２ 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（価格内訳明細書の提出）

第２条 乙は、本契約の締結後、甲が特に必要ないと認めた場合を除き、速やかに価格内訳明細書を作成し、甲に提出する。

（支払）

第３条 本契約の目的物（分割納入及び役務を含む。以下、同じ。）が次条に定める受領検査に合格した後、甲は乙の所定の請求書を受領した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。但し、支払金額及び期日について別に定めがある場合には、それに従う。

（受領検査）

第４条 乙は、本契約の目的物を完成したのち、甲が仕様書等で指定する場所（以下「納入場所」という。）に持ち込み、甲が給付の完了の確認を行うために必要な検査（以下、「受領検査」という。）を受けなければならない。乙は、本契約の目的物を納入場所へ持ち込むに際し、納品書その他の必要書類を併せて甲に提出するものとする。

２ 甲は、本契約の目的物が持ち込まれた日から１５日以内に受領検査を完了しなければならない。但し、甲が当該期間内に検査することが困難な合理的な理由があるときは、検査の日程を別途定めることができる。定められた期間内に、甲が受領検査を行わない場合には、当該目的物は受領検査に合格したものとみなす。

３　本契約の目的物を納入場所に持ち込む場合、持込みの期日から納入期限として定められた日までに相当の期間があるときは、乙は、持込みの期日等について甲と協議しなければならない。

４　甲は、納入場所へ持ち込まれた本契約の目的物を受領検査が完了するときまで善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。

５　甲は、受領検査において、本契約の目的物を合格と認めたときは、乙に速やかに通知する。

６　乙は、受領検査に立ち会うことができる。受領検査に立ち会わない場合は、受領検査の結果について異議を申し立てることができない。

（再検査）

第５条　乙は、前条の受領検査の結果、本契約の目的物が不合格となった場合は、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加、異状品の修補又は代品の製造等を行い、甲の再検査を受けなければならない。

２　乙が不合格となった当該目的物を正当な理由なく引き取らない場合は、甲は、当該目的物の保管の責を負わない。

３　前各項に定めるもののほか、再検査の手続、再検査にかかる本契約の目的物の納入月日等については前条の定めを準用する。

（所有権等の帰属）

第６条　本契約の目的物の所有権は、次の各号に定める時期に甲に帰属するものとする。

（１）　動産の所有権については、甲が受領検査の結果、当該目的物を合格と認めたとき。

（2） 不動産の所有権移転時期については、本契約において定められた時期。
2 甲が仕様書等において納入を指定する文書及び甲が別に定める手続きにより承認を指定する文書に関する著作権（著作権法第２７条から第２８条に定める権利を含む。）については、納入時期に甲に移転する。この場合、乙は、著作者人格権を行使せず、第三者をして行使させないものとする。

（危険負担）
第７条 天災地変その他甲乙双方の責に帰し難い事由により、本契約の完了以前に乙が本契約の一部又は全部を履行することができなくなった場合は、乙は本契約の履行を免れるものとし、甲はその代金の支払義務を免れるものとする。 なお、甲が既に契約金額の一部を乙に対して支払っている場合は、第１４条に従う。

（債務不履行）
第８条 甲は、乙がその責に帰すべき事由により本契約の債務の本旨に従った履行をしない場合または履行が不能になった場合、乙に対して、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。又は、甲は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（納入の遅延及び延期）
第９条 乙は、本契約が定める納入期限内に、本契約の目的物の給付を完了しなければならない。
2 乙が本契約の納入期限内に給付の完了が困難となった場合は、乙は、給付の完了が可能となると見込まれる時期を明示して、納入期限を遅延する旨を甲に申し出なければならない。
3 給付の完了が本契約に定める納入期限を遅延した場合には、乙は、延滞した期間につき未納部分に相当する契約金額の年６％(日割計算)に相当する金額を損害賠償に代えて遅延損害金として甲に支払う。
4 甲が相当の期間を定めて履行の催告を行ったにもかかわらず、乙が催告に定められた期限までに給付を完了する見込みがない場合、又は契約の性質上納入期限までに履行しなければ契約の目的を達することができない場合は、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
5 前四項にかかわらず、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により本契約に定める納入期限までに給付を完了することができない場合、乙は、その理由を詳記して納入期限の延期を請求することができる。この場合において、甲は、その請求を相当と認めたときは、これを承認するものとし、乙は遅延損害金の支払いその他損害賠償を要しないものとする。
6 本契約の目的物が完成したにもかかわらず、甲の都合によりその受入れを行わないときは、甲は、受入れを延滞した期間につき契約金額の年６％（日割計算）に相当する金額を損害金として乙に支払う。

（瑕疵担保責任）
第１０条 乙は、本契約の目的物の瑕疵について、納入後１ヵ年間担保の責を負わなければならない。
2 甲は、前項の期間内に瑕疵を発見した場合は、相当の期間を定めて、乙に対し、良品との引換え若しくは瑕疵の修補(以下「修補等」という。)を請求し、又は修補等に代えて若しくは修補等とともに、当該瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができる。
3 本契約の目的物の瑕疵のために、本契約の目的が達せられない場合には、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、甲が前項に基づき損害賠償の補填を受けた場合は解除しない。

（甲の解除権）
第１１条 前三条に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
（1） 乙が、甲の検査を妨げた場合、その他不正な行為をするなど本契約の重要な条件に違反したとき。
（2） 乙が破産の申立てをなし、若しくは受けるなどの事態を生じ、本契約を履行する見込みが失われた場合。
（3）第２０条に違反した場合
（4）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがあった場合、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押え

の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合、その他信用状態の著しい悪化を生じた場合
（5）解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、本契約の履行が著しく困難になったと見込まれる場合

（乙の解除権）
第１２条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は本契約の全部又は一部を解除することができる。
（1） 第２１条による仕様の変更のため、契約金額が３分の１以上減少した場合。
（2） 第２１条による本契約中断の期間が、本契約期間の２分の１以上に達した場合。
（3） 甲が契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となった場合。
２ 前項により契約を解除した場合、乙は、乙に生じた通常生ずべき損害及び当事者が予見可能な特別の事情によって生じた損害の賠償を、甲に対して請求することができる。

（甲による任意の解除）
第１３条 甲は、自己の都合により、本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対して、乙に生じた損害の賠償を請求することができる。

（既済部分に関する取扱い）
第１４条 第７条の場合又は前六条により本契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、本契約の目的物の既済部分について、価格内訳明細書に記載する価格により算出した金額を、又はこれにより難いときは甲乙協議して定めた金額を乙に支払い、本契約の目的物の既済部分を取得することができる。

（第三者損害）
第１５条 乙は本契約の目的物について第三者の権利を侵害しないよう適切な措置を講じる。
２ 甲及び乙は、本契約の履行に起因又は関連して、第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、自らの責任と費用でこれを解決する。
３ 本契約の目的物の甲による利用に関して、第三者との間で知的財産権に関する紛争が発生した場合には、甲が次の各号に定めるすべての対応をとることを条件に、乙は自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
（1）第三者との間で紛争が発生した事実及びその内容を直ちに乙に書面で通知すること。
（2） 当該第三者との紛争解決に関わる必要な権限を乙に与えること。
（3）情報提供等により、乙による紛争解決に全面的に協力すること。
４ 前項の規定は、次の各号の一に定める場合には適用せず、乙は費用負担を含め何ら責任を負わないものとする。
（1）当該紛争が、乙が甲の仕様又は指示等に従ったことに起因して発生した場合。但し、乙がその仕様、指示等が不適切であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
（2）当該紛争が、甲が本契約の目的物を改変又は他の物品と組み合わせたことに起因して発生した場合。
（3）その他、当該紛争が乙の責に帰すことのできない事由に起因して発生した場合。

（解除における違約金）
第１６条 甲が第８条から第１１条により又は乙が第１２条によりそれぞれ本契約を解除した場合、相手方に対し、損害賠償に代えて違約金として解除部分に相当する契約金額(価格内訳明細書に記載する価格により算出する。)の１００分の１０に相当する金額を請求することができる。

（遅延損害金）
第１７条 甲が第３条により並びに乙が第１９条により負う支払義務について、期限内に契約金額を支払わない場合には、相手方に対して、支払期限の翌日から支払完了日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年利６％（日割計算）の遅延損害金を支払う。

（端数の切捨て）
第１８条　前二条又は第９条に基づき甲又は乙が支払義務を負う違約金又は遅延損害金については、金額が１０，０００円未満であるときは支払いを要しないものとし、その額に１，０００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）
第１９条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲の請求に基づき、本契約の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
（１）乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第３条又は１９条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対して、独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
（２）公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（３）乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
２ 前項の違約金の定めにかかわらず、甲は通常生ずべき損害及び当事者が予見可能な特別の事情によって生じた損害の額が、前項に定める違約金の額を超過するときは、甲がその超過分の損害について賠償を請求することができる。
３ 乙は、本契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（不当介入への対応）
第２０条 甲及び乙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。
（１）暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。
（２）暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
（３）前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容と書面により相手方に報告するものとする。
（４）再委託又は下請の相手方に対して、本項第１号及び第２号を遵守させなければならない。
２ 前項第１号における暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。
（１）暴力団員と認められる場合
（２）暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
（３）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
（４）暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
（５）暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
（６）暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
（７）前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合
３ 甲及び乙は、相手方が本条第１項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を

講ずるよう要請することができる。指示を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

4　甲及び乙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本契約の履行が遅延するなど作業期間又は契約納期に影響を受けたときは、甲乙協議してこれを解決するものとする。

（契約の変更）

第２１条 甲は、必要がある場合には、乙と協議のうえ、本契約が完了するまでの間において仕様書等を変更し、又は本契約の履行を一時中断することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに掲げる理由により本契約締結の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、協議のうえ本契約に定める契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

（1） 仕様書その他本契約条件の変更（本契約の履行の一時中断を含む）。

（2） 価格に影響のある技術変更提案の実施。

（3） 税法その他法令の制定又は改廃。

（4） 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく製造条件の変更。

3 契約金額を変更する場合は、価格内訳明細書に記載する価格によりこれを算出するものとし、これにより難い場合には甲乙協議して定める。

（虚偽の見積書等に対する違約金）

第２２条 乙が甲に対して虚偽の見積書等及び経費率調査資料を提出し、それによって契約履行後甲に過払いが生じた時点で、乙は、見積書等及び経費率調査資料作成時点の適正な情報に基づき計算される金額と個別契約に定める契約金額との差額の二倍の額を違約金として甲に支払わなければならない。

但し、乙による虚偽の資料の提出が乙の故意又は重過失に基づくものでない場合は、この限りでない。

2　前項の違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

3　乙が故意または重過失により虚偽の資料を提出した場合、甲は、乙をその後の契約相手方としないことができる。

（秘密の保持）

第２３条 甲及び乙は、本契約の実施により得られた相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。但し、次の各号いずれかに該当するものについてはこの限りではない。

（1） 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。

（2） 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

（3） 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

（4） 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

（5）相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料又は情報で、かかる事実が立証できるもの。

（6） 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

（7） 裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

2 甲は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保全に関する特約を付することができる。秘密保全に関する特約が付された場合には、乙は、当該特約の定めるところにより、秘密の保全に万全を期さなければならない。

3　甲は、本契約の件名、金額、契約相手方及びその他必要な情報を公表することができる。

（輸入技術等に関する管理）

第２４条 米国国際武器輸送規則等に基づき輸入した機器又は技術に関し、甲が同規則等の要求に基づき保証等を行う場合には、乙は、甲に対して、乙の管理規則を提出し、機器又は技術を入手した場合には入手報告を行う。また、特殊輸入機器に係る甲の社内規程に準じた取扱いを行うなど適切な管理を行うものとする。

2 甲又は乙が前項の規則等に違反したことにより相手方に損害が発生した場合は、相手方は当該義務違反をした側に対して損害の賠償を請求することができる。

（債権譲渡禁止等）

第２５条 乙は、本契約によって生ずる債権債務を譲渡し、又は本契約に基づいて製造若しくは購入した物件に質権その他の担保物権を設定してはならない。但し、あらかじめ書面により甲に申請し甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

２　前項にかかわらず、乙が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、乙からの事前通知により、甲は債権譲渡を認めるものとする。

（契約に関する疑義の解決）

第２６条 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決する。

（有効期間等）

第２７条　第６条、第１０条、第１４条から第１９条、第２２条から第２４条、第２６条及び本条の規定は、本契約の履行後も有効とする。